

平成25年4月25日

於 教育委員会室

平成25年4月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成25年4月大和市教育委員会定例会

○平成25年4月25日（木曜日）

○出席委員（4名）

| | | | | | |
|----|----------|---|---|---|---|
| 1番 | 委員長職務代理者 | 青 | 蔭 | 文 | 雄 |
| 2番 | 委員 | 篠 | 田 | 優 | 里 |
| 3番 | 教育長 | 滝 | 澤 | | 正 |
| 4番 | 委員 | 石 | 川 | 創 | 一 |

○事務局出席者

| | | | |
|----------|------|------------|-------|
| 教育部長 | 朽名勇 | こども部長 | 酒井克彦 |
| 文化スポーツ部長 | 金守孝次 | 教育総務課長 | 川口敏治 |
| 学校教育課長 | 犬塚克徳 | 保健給食課長 | 斎藤喜久夫 |
| 指導室長 | 久津間仁 | 教育研究所長 | 藤倉秀明 |
| 青少年相談室長 | 沼尻港 | こども・青少年課長 | 村澤正弘 |
| 文化振興課長 | 秋山伸一 | 生涯学習センター館長 | 西山正徳 |
| 図書館長 | 桜井真澄 | スポーツ課長 | 小林豊 |

○書記

| | | | |
|-----------------------|------|-----------------------|------|
| 教育総務課 政策調整 担当係長 | 飛田幸人 | 教育総務課 政策調整 担当主査 | 瀬古直之 |
|-----------------------|------|-----------------------|------|

○日程

| | | | | |
|---|---|-----------|----------|---------------------------|
| 1 | 開 | 会 | | |
| 2 | 会 | 議時間の決定 | | |
| 3 | 前 | 会会議録の承認 | | |
| 4 | 会 | 議録署名委員の決定 | | |
| 5 | 教 | 育長の報告 | | |
| 6 | 議 | 事 | | |
| | 日 | 程第 1 | （議案第17号） | 大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について |
| | 日 | 程第 2 | （議案第18号） | 大和市社会教育委員の委嘱について |
| | 日 | 程第 3 | （議案第19号） | 大和市スポーツ推進計画の策定に係る意見聴取について |
| 7 | そ | の | 他 | |
| 8 | 閉 | 会 | | |

私からは、特に、重点施策であるいじめ不登校問題の解消と読書活動の充実について、各学校で課題を踏まえた取り組みをしていただきたいということを強調しました。また、教員による体罰の防止についても、校長へ指導いたしました。

10番目、学校運営担当者会を、4月11日木曜日の14時から、勤労福祉会館で行いました。これは、各小中学校の教頭と教務担当者を対象とした会議でございます。各関係課の事業計画をお話しすると同時に、私からは、校長会と同じように重点施策の取り組みと体罰防止について教頭、教務、担当にも助言・指導をしたところでございます。

いずれにいたしましても、いじめ、不登校、それから体罰問題については、学校の中で起こる問題であり、これについては学校力・教師力に負うところが非常に大きいと思います。引き続き教育委員の学校訪問のテーマにもしておりますので、強調して指導をしたところでございます。

続きまして、次回定例会までの予定につきましては、1番から8番まででございますのでご覧いただければと存じます。

以上でございます。

○石川 教育長の報告が終わりましたけれども、何か質疑がありますか。

委員長

(「ありません」の声)

○石川 それでは、ほかにないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了します。

委員長

◎議 事

○石川 それでは、議事に入ります。

委員長

日程第1（議案第17号）「大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。

○犬塚 現在、大和市奨学生選考審査会委員については3名おります。任期は

学校教育
課 長 2年間で、平成24年5月1日から平成26年4月30日までとなっております。選考審査会の委員は大和市奨学生選考審査会規則第2条によって民生委員の代表者、市立小学校の校長又は教頭の代表者、市立中学校の校長又は教頭の代表者とされており、それぞれの選出母体から推薦されるものであります。今回、委員のうち1名が退職することになり、欠員となったことから、新たに委嘱するものです。

なお、同規則第4条第2項により、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とすることとされており、残りの任期である平成25年5月1日から平成26年4月30日までの間、新たな委員を委嘱するものです。

○石川
委員長 細部説明が終わりましたが、何か質問はありますか。

(「ありません」の声)

○石川
委員長 ないようでしたら、質疑を終了いたします。
これより議案第17号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川
委員長 異議なしということで、議案第17号は、可決いたしました。では、次に移ります。

続いて、日程第2(議案第18号)「大和市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山生涯学習センター館長。

○西山
生涯学習
センター
館 長 現在、社会教育委員は11名おります。任期は2年間で、平成23年6月1日から平成25年5月31日までとなっておりますが、教職員の人事異動に伴いまして、4月26日をもって新たな委員を委嘱したく審議をお願いするものでございます。

新委員の任期は残任期間の平成25年5月31日まででございます。

なお、委員は社会教育委員法第15条により、学校教育の関係者から選出するものとなっております、校長会から推薦をいただいたものです。人選に当たっては校長会の中で、社会教育法第9条の5に基づく社会教育

主事講習を修了されている方を選任していただきました。また、昨年度、この会議において課題となりましたが、今回は2年間の任期を勤められる委員を選んでいただいたものと考えております。

今回、女性委員が11名中5名から4名となり、1名減となりますが、6月に行われる委員の改選において、これまでの5名を維持できるように、現在、人選をしているところでございます。

○石川 委員長 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声)

○石川 委員長 ないようですので、私からよろしいでしょうか。任期が6月1日からとなっておりますが、なぜこのように中途半端な時期なのでしょう。社会教育委員の方々にとって都合がいいということでしょうか。

○西山 生涯学習センター館長 特に都合がいいということはないと思います。当初、社会教育委員を委嘱したときからこのような形になっていると考えられます。

○石川 委員長 学校関係者は、やはり3月末での変更が多いので、どうしても任期途中で交代になってしまいます。前任の委員も実際には3月末で退職しています。任期について特に決まりはないということであれば、将来的には、任期を4月1日からとするなど変更した方が良いのではないかと思います。

○西山 生涯学習センター館長 毎年この時期に委員を改選しておりますので、委員長のおっしゃるとおりの課題がございます。

社会教育委員については、国会で社会教育法の一部改正案が審議されております。現在、社会教育委員の選出区分は法律で定められていますが、現在、国会に提出されている法案では、市町村の条例の中で定める形に変わることとなっております。このため、法案が通れば社会教育委員に関する条例を改正することとなりますので、それに合わせて社会教育委員の皆さんと相談して、任期についても検討してまいりたいと思います。

○石 川 よろしくお願ひいたします。
委員長 ほかに特にならなければ、質疑を終了いたします。
これより議案第18号について採決をいたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石 川 異議なしということで、議案第18号は、可決いたしました。
委員長 それでは、次に移ります。
日程第3(議案第19号)「大和市スポーツ推進計画の策定に係る意見聴取について」を議題といたします。
細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川 口 市長が定めようとしております大和市スポーツ推進計画の案につきまして、市長から教育委員会としての意見を求められていることから、ご審議いただくものでございます。

スポーツにつきましては、昨年度ご審議いただきました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条の2に基づく条例が定められたことから、この4月からスポーツに関する事務は市長が直接管理執行しております。

その際にも、事務を移管する理由の一つとして、平成23年にスポーツ基本法が制定されたことを挙げておりましたが、そのスポーツ基本法の中で、国が定めるスポーツ基本計画を参酌して、地方公共団体においてもスポーツ推進計画を定めるように努力義務が課せられたところでございます。

具体的には、スポーツ基本法の第10条において、都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされています。

したがって、教育委員会はこうしたスポーツ推進計画を定めるように努めることになっているわけですが、先ほど申しました地教行法第24条の2に基づく条例を定めて、長がスポーツに関する事務を管理執行する地方公共団体にあつては、その長、つまり市町村長がスポーツ推

進計画を定めるとされております。

また、スポーツ基本法第10条第2項では、その条例を定めた特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめその地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないとされております。

こうしたことから、本市においても、市長から教育委員会に対して意見を求められているわけでございます。

こちらに対する回答の案といたしましては、議案資料のとおりとしております。

こうした回答案とした理由でございますが、先ほど申しました条例の制定について市長から意見を聞かれた際にも、スポーツや文化に係る行政分野と学校教育が密接な連携を図る必要があることや、スポーツ活動において高い技術の指導を受けられる機会を創出できるような環境整備などについて、市長の積極的な施策展開をしてほしいと要望をしております。

こちらの計画案については、そうした要望も踏まえて学校教育との連携に配慮した内容となっていること、また学校教育基本計画の目指す方向とも一致していると考えられることから、市長からの意見聴取に対しては特段の意見はないものとして回答案を作成したものでございます。

引き続き、計画の概要と今後のスケジュールについてスポーツ課長から説明をいたします。

○石川 スポーツ課長、よろしくお願いいいたします。

委員長

○小林 それでは、大和市スポーツ推進計画（案）の内容についてご説明をいたします。

スポーツ
課長

大和市スポーツ推進計画は4つの構成に分かれておりまして、第1章では「計画の策定に当たって」、第2章では「計画の基本方向」、第3章では「施策の展開」、第4章では「計画の推進に当たって」について、それぞれ定めています。

計画の策定趣旨ですが、この大和市スポーツ推進計画は、スポーツを

通じて市民がさまざまな健康を享受できるように、スポーツが持つ力を最大限に生かし、大和市が掲げている将来都市像である「健康創造都市やまと」にふさわしいスポーツ環境づくりを進めることとしています。

策定の背景ですけれども、国の取り組みとしましては、平成22年に10年間を見据えたスポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示す「スポーツ立国戦略」を策定しております。スポーツを取り巻く状況というのは非常に変化しておりまして、平成23年8月にはスポーツ振興法を全面改定しまして、スポーツ基本法が制定されております。そしてそのスポーツ基本法の理念を具体化しまして、スポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、平成24年4月にスポーツ基本計画が策定されております。さらにスポーツ基本法では地方スポーツ推進計画という条文で、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう規定されております。

本市では、これまでスポーツ振興に関する個別計画というものはなく、国・県の計画や、大和市の総合計画、あるいは審議会の要望等を踏まえ、施設整備や施策を推進してまいりました。

今般、スポーツ基本法の施行を受け、あらゆる子供たちにスポーツの機会の充実を図ることや、ライフステージに応じたスポーツ環境の推進を図ること、また、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備を進めていくことで、あらゆる世代の人々との交流を促進するとともに、市民の健康の維持・増進を図っていくことが重要となっております。また、「健康創造都市 やまと」を将来像に掲げております本市といたしましても、その実現に向けてさまざまな施策を強力的に展開していく必要があります。スポーツ分野についての施策を包括的に体系化し、より具体化するために、この計画を策定するものです。

次に、スポーツ推進計画の基本理念についてご説明いたします。

これまでスポーツと申しますと、みずから体を動かす「する」スポーツを中心に考えられてきましたが、先ほどのスポーツに関する国等の計画を受けて、新たにスポーツ観戦などの「みる」スポーツや、ボランティアなどによる「支える」スポーツの視点からもスポーツ活動の推進を

図っていかうというものです。

また、本市では「スポーツでつくろう 健康都市 やまと」を基本理念としまして、3つのスポーツの視点から市民のスポーツ活動・健康づくりを推進しています。

本計画におきましては、スポーツ推進の3つの視点それぞれに基づき、基本目標・成果指標の設定や施策を位置づけまして、体系的な整理を行い、効果的なスポーツ推進を目指すこととしています。

「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツを通じて、スポーツを支える活動が広がり、地域スポーツの充実だけでなく、地域のきずなづくりや市民の健康につながると考えております。

次に基本目標についてご説明いたします。

このスポーツ推進計画の基本目標は、基本理念の実現に向けて「する」「みる」「支える」という3つのスポーツの視点から定めております。

1つ目の「する」スポーツに対応する基本目標は、「だれもがスポーツに親しめる環境づくり」としています。2つ目の「みる」スポーツに対応する基本目標については、「大和市の特色を生かしたスポーツによるまちづくり」、3つ目の「支える」スポーツに対応する基本目標については、「市民が主体となるスポーツを支えるしくみづくり」としています。

次に成果指標についてご説明いたします。

スポーツ推進計画では、先ほど申し上げた「する」スポーツで3つ、「みる」「支える」スポーツでそれぞれ1つずつの、計5つの成果指標を設定しております。それによって達成状況を確認しながら取り組みを進めてまいります。

「する」スポーツに対応する成果指標の1番目、スポーツを定期的に、具体的には週1回以上行う市民の割合につきましては年0.2%の増を目標としております。

2番目のスポーツセンターの1日当たりの平均利用者数については年0.4%の増を目標としております。

3番目、総合型地域スポーツクラブの設置数については、現状ございませんので、1つ、あるいは3年目には2つという形で目標を設定しております。

「みる」スポーツの指標については、直接会場でのスポーツ観戦をした市民の割合としています。これについては年0.55%ずつの増と目標を設定しております。

「支える」スポーツについては、スポーツに関するボランティア活動の経験がある市民の割合としており、これについては年0.5%増を目標としております。

これらの成果指標の作成に当たりましては、市民のスポーツに関するアンケート調査を実施しました。これにより、市民のスポーツの実態や意向を把握、分析し、スポーツ推進計画策定の基礎データとしております。

アンケートの調査対象につきましては、スポーツ施設や文化施設、公共施設利用者のほか、スポーツ大会や、スポーツと関係のない産業フェアなどのイベント参加者も対象として行っています。またeモニターの登録者についても行っております。

次に第3章の施策の展開についてご説明いたします。

第3章の施策の展開では、計19の主要な事業を列記しております。主要な事業についてご説明いたします。

「する」スポーツの主要な事業については7つの事業がございます。中でも15ページの③の高齢者・障がい者の健康の維持増進やスポーツへの参加機会の拡大、そして④の健康づくり意識と機会の拡大など、スポーツを通じて健康づくりを推進することとしています。

「みる」スポーツの主要な事業には4つございます。特に②のトップレベルの大会等の誘致など、観戦スポーツを積極的に推進することで、まちの活性化を図ってまいります。

「支える」スポーツの主要な事業については8つ挙げております。③として、子どものためのスポーツ活動の支援の項目を設けております。事業としては学校体育・運動部活動の充実に向けた地域指導者の活用、

「夢の教室」の実施、中学生のスポーツ活動の支援を挙げまして、子供たちがスポーツを楽しむ機会の充実を図ってまいります。

次に、今までご説明をしました「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの事業から特に重点的に取り組みを進める施策についてご説明いたします。

「する」スポーツに対応する重点施策については、総合型地域スポーツクラブの創設・普及です。これは、子供から高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人が、初心者から上級者まで、それぞれの志向やレベルに合わせて参加できるという特徴を持ちまして、地域住民によって自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブをいいます。その活動を通じ住民意識や連帯感の醸成、世代間の交流、少子・高齢化への対応など、新たなコミュニティーの形成にも寄与することが期待できるものと考えております。

「みる」スポーツに対応する重点施策としましては、トップレベルの大会等の誘致です。トップレベルの大会等で繰り広げられる華麗な技術や白熱した試合展開は、試合の結果以上に観客に感動を与えます。トップレベルの大会等の誘致は多くの来場者やメディアを通じて、スポーツによる「健康創造都市 やまと」を推進する上で、大和市の良好なイメージ発信にも寄与できるものと考えております。

「支える」スポーツに対応する重点施策については、スポーツ活動を支える場の提供です。これは前に申し上げました2つの重点施策を実現するためには欠かせないものとなっております。多くの市民が気軽にスポーツを楽しみ、生涯にわたって親しむためには、多様なニーズに対応したスポーツをする場所が必要不可欠となっております。そのため、既存のスポーツ施設を計画的に改修したり、あるいは身近な場所を活用してスポーツを行う場所を確保したりすることによって、市民に対して良好なスポーツ環境を提供できるものと考えております。

今後、引地川公園ゆとりの森など、新設されるスポーツ施設の整備は市民の活動の場を広げるものとなりますが、市域全体の施設配置についてもバランスを考慮しながら効果的な配置を検討してまいります。

次に、第4章、計画の推進に当たってを説明します。

本計画を推進していくためには、行政だけではなく、市民、企業など、さまざまな主体が力を合わせて取り組むことが必要です。

また、計画の目標となります先ほどの成果指標につきましては、平成30年度を最終目標値として設定しておりまして、事業の進行状況を検証しながらスポーツの推進計画がより効果的、効率的に実施されるような進行管理を行ってまいります。

今後のスケジュールについては、5月にスポーツ推進審議会による諮問・答申を経まして、パブリックコメントを実施し、7月の運用開始を予定しております。

以上です。

○石川 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いしたいと思えます。

○篠田 多くの市民がスポーツにかかわれるような内容の計画になっておりまして、体だけでなく、心も健康にしていこうという内容ですので、特に意見をすることではございませんが、施策の具体的な展開の中でこのようなものがあつたらいいと思うものを2つほど伝えたいと思えます。

一つは、スポーツのための栄養学の講座などがあつたらいいと考えました。特に子供のスポーツのための体づくりにおいては、栄養のとり方が重要になってくるかと思えますので、こういったところに目を向けて、保護者の講座などがあつてもいいのではないかと考えました。

もう一つは、スポーツをするに当たっての準備運動や準備体操、整理体操などのストレッチ講座等の開催があつたらとても興味のあるところではないかと感じました。

以上です。

○石川 どうもありがとうございました。青蔭委員は何かございますか。

○青蔭 拝見しまして、私は何といたってもこの3つのスポーツの視点、「する」、「みる」、「支える」という視点が良きように作用していくよう

に願っています。

支える部分については、行政はその場所の提供をということですが、将来的に大和にプロスポーツ、サッカーでも何でもいいのですが、それができ上がったときには、支える側として、企業などの民間の方からもそのような声が上がってくると思います。行政が声を上げたものではなく、民間の方がサポーターズクラブをつくって、小さなところから持ち上げていって、大きく膨れ上がっていくようにしていただきたいと思います。

場所を提供するというのも、もちろん支えるということに含まれますが、どちらかといえばソフト面が重要ではないかと思います。市民の方々が、例えばサッカーもそうですが、その時だけぱっと燃え上がるのではなくて、じわじわと燎原の火のごとくのごとくうわっと盛り上がっていくような方向にしていきたいと思っています。

一時は大和でサッカーチームをつくろうと、何人かが集まったこともあります。なかなかお金を出すということになると難しくなります。アドバルーンを上げて、ついてくる者がいなければ、ただの風船でありますから、「支える」という中にぜひ市民の方々、また、地域企業の方々もPR効果を伝えるなどして、巻き込んでいただきたいと思いません。平塚や相模原にもプロスポーツができ上がりましたので、そういう方々との交流を図っていただいて、進めてくださるとうれしいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

あとは非常にすばらしい計画ですので、ぜひ進めていってほしいと思っています。

○石川 教育長はよろしいですか。
委員長

○滝澤 このスポーツ推進計画は大変よくできていると感じます。先ほど篠田
教育長 委員、それから青蔭委員がおっしゃったとおりで、私も全く同感でございます。

特に「支える」スポーツというのは、これからの人口減少社会において高齢者の数が多くなっていく中で、ソフト面、ハード面でスポーツを

支えるということも重要ですが、やはりお互いがお互いを支えていくという、スポーツを通して地域のコミュニティーをつくっていく必要性も十分考えられます。そういった意味ではこの「支える」ということを具体的にどう支援していくのかを明確にさせていただくと良いと思います。

また、ニュースポーツというのがありまして、お年寄りも気軽にスポーツに携わることができるという部分がございます。ぜひこのニュースポーツについても、発信したり、また場をつくったりして、一人でも多くの高齢者の方々がスポーツを楽しむ、またスポーツを通してきずなが深まっていくという場をつくってほしいと思います。今後の展開に大いに期待するところです。

ややもすると、高齢者が孤立した状況で生活しているということがありますけれども、やはり集団で行うスポーツなどに携わると、人生のありようも変わってくる場合があります。ですから、今後の日本の社会にとってスポーツの占める役割は、非常に大きなものがあると思います。そういう視点も踏まえて、この計画を推進していただくと大変ありがたいということがございます。

それから、子供のためのスポーツ活動の支援ということで、3点ほど掲げてあります。学校体育、それから運動部活動に地域の指導者を派遣していただくということで、今までもありましたけれども、これも一層強く推進していただきたいと思います。

一方で、今、学校では体罰という事案がありますが、先日、マスコミの報道において、運動部の外部指導者が体罰を行っている画像を目にしました。指導者の資質が、学校体育や部活動の講師としては重要な要素だと思いますので、良質な指導者が配置できるような配慮をしていただきたいと思います。

次に「夢の教室」の実施ということですが、これは市内の19校の小学校5年生全ての子供たちに、トップアスリートの方たちが自分の苦労や、夢を描いて実現したことを伝えてくださるもので、なかなか学校の教員にはできない、非常に生きた教育になるものですが、子供たちがト

ップアスリートに直接的に接する機会ができるということで、教育効果としては多大なものがあると私は思っております。ぜひ、積極的に、また継続的に推進していただきたいと思っております。

また、中学生のスポーツ活動の支援ということで、特に女子サッカーのほうですが、小学校6年生まではいろいろと活動をする環境がありますけれども、どうしても中学校になりますとその受け皿がないということで、断念せざるを得ないという子供たちがいます。

本市には川澄選手や小野寺さんなど、ゆかりの選手が身近にいますので、そういう選手に直接指導してほしいという生徒がいるでしょう。当然そこには部活動という選択肢が出てくると思っております。何とか中学校の部活動に女子サッカー部をつくっていく方向に今取り組んでいるということですので、ぜひ子供たちの声、保護者の声を十分受け止めながら、形にしていただきたいと思います。

教育委員会も協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○小林
スポーツ
課長
やはり地域のスポーツ活動を支えていくためには、スポーツボランティアの力は欠かせませんので、今後についてはボランティアの確保など、指導者育成のための支援も続けていきたいと思っております。

先ほどの教育長の話がございました「夢の教室」については、後ほどその他報告でご説明をさせていただきます。ありがとうございます。

○石川
委員長
私も一言申し上げたいと思っております。私は中身についてではなく、言葉についてです。

スポーツという言葉は、スポーツ基本法並びにスポーツ推進計画で定義がされています。神奈川県「アクティブかながわ・スポーツビジョン」でも、スポーツという言葉が規定されています。

また、「する」「みる」「支える」という言葉も、国の基本計画の中にも、神奈川県計画にもでてきています。

そういったものと比べて、大和市の使い方が少し違っているのではないかと思います。

国や県では人ということが中心になって出てきていますので、「人を

支える」となっていて、「支える」スポーツという言葉にはなっていないと思います。「スポーツを支える」ということであればいいのかもしれませんが、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツという言い方をしますと、「支える」スポーツとは何か、となります。もちろん説明は出ていますが、スポーツは基本的には身体活動を伴うものであるということになると、少し違うのではないのでしょうか。

キャッチフレーズをつくるときに、そのようにしたのだと思いますが、スポーツを支える、スポーツを見るといったことでは、「する」「みる」「支える」とした方がすっきりするのではないかと思います。3つの視点についてはいいと思いますが、それが一つ感じたことです。

それからもう一つは、やはり支えるということが非常に重要で、大きな3本の柱の一つになっています。その「支える」スポーツについての説明を見ると、基本的には市民のスポーツや地域スポーツクラブなど、いろいろなスポーツを支えていく活動を指していて、その中で、場の提供については最後の方につけ足しで書いてあります。しかし、重点施策を見ると、「支える」スポーツについては場の提供が重点施策になっています。「支える」スポーツに対する重点施策というのはもっと違うものを入れるべきではないかと思います。

最後の付け足しの部分を重点施策にしているというのは、少し違和感がありますがいかがでしょうか。

○小 林 スポーツ活動の土台となるのは場の提供ですので、スポーツ施設の確保ということを今回、「支える」スポーツの重点施策として提示しています。もちろん技術力などを向上させるためには、それをサポートできる指導者やボランティアの方が非常に重要になります。

スポーツボランティアが継続的な活動ができる仕組み、あるいはボランティアの功績をたたえる仕組みなどで、多くの市民にスポーツボランティアを行ってもらえるような取り組みをすることは、場の提供と同じぐらい重要だと思っております。

様々な施策の中で、まずは場の提供ということを中心として取り上げたということであって、ほかの事業と比べてそれが薄くなるということ

ではありません。同じような形でやっていきますけれども、特に場の提供に力を入れてやっていかないといけないということで、このような形になっています。

○石川 委員長 それはわかりますが、そうすると成果指標はいかがでしょうか。「支える」スポーツに対応する成果指標は、ボランティア活動の経験のある市民の割合で評価することとしています。それでいて重点施策のほうでは違うことをやっているということは、やはり少しずれている気がします。場の提供については、本当に大事ですから、もちろんやっていくのですけれども、やはり「支える」ということに対してもう少し考えないといけないと思います。読んでいくと矛盾をしている気がします。

○金守 文化スポーツ部長 委員長がおっしゃるとおりだと思いますが、「する」「みる」「支える」という3つの視点に基づいてはいるのですが、実は「支える」の中にあっても「する」の方にも入っている事業がありますし、「みる」の中にあっても「支える」の方にも入っている事業があります。

そういう意味では、今回のスポーツ計画というのは地域をキーワードにしていて、まず地域に目を向けていこうとしています。先ほど青蔭委員もおっしゃったとおり、地域コミュニティーをつくっていくこと、それから高齢化の問題もありますので、競技スポーツだけではなくて、いかに健康を維持していくか、そういった点を重要な課題として考えていく中で、「する」スポーツの中にも、「支える」スポーツにも、主要な事業として「総合型地域スポーツクラブの普及・創設」や「子供のためのスポーツ活動の推進」を入れています。

重点施策については、まずはこの計画期間内にどれだけのことを仕上げているかというときに、場がないとスポーツができないものですから、まずは場というものをしっかり整備していこうと、これまでスポーツに関する計画というものがありませんでしたので、それを今度は計画的にしっかりやっていくということでまとめました。

委員長のおっしゃることもそのとおりですが、そういう部分もあって、「支える」の重点施策については、まずは場をとということで今回は入れさせていただきました。

○青 蔭 よろしいでしょうか。平成27年度にまた評価・見直しをしていくと
委 員 ということで、アンケートもとるようですので、その都度また厳しくご指
摘をいただくとし、またご示唆をいただくことになると思います
ので、私はこれで進めていただいてよろしいかと思ひます。

○石 川 何々するスポーツというのは、いわゆるキャッチフレーズであったと
委員長 しても、言葉としておかしいのではないかと思ひます。

「みる」スポーツというのは一般的な言葉としてありますが、この計
画でいう「みる」スポーツというのは、一般的な意味ではなく「みる」
人を支えるという意味ですから、「人」が抜けていると思ひます。同じ
ように「する人」を支える、「支える人」を市は援助するということ
ですので、「人」が抜けているから言葉としておかしくなっていると思ひ
ます。

○青 蔭 キャッチフレーズは私も幾つかつくってきましたが、全てを説明して
委 員 しまうとなかなかキャッチフレーズになりにくい部分があります。です
から、ある程度ぶつけて、それに対して「これは何だ」という疑問を
与えるということが、キャッチフレーズの効果の最たるものではないか
と思ひます。造語という言葉がござひますが、何かわからない言葉があ
つて、あれっ、と思つて意識が引かれる、興味を示すということがあり
ます。この計画については、読んでいて当然「人がする」ということを
想像するわけですから、あえてここにそのような文言を入れなくてもいい
のではないかと思ひます。

○石 川 人という文言は入れなくてもいいのですが、県や国は「人」を意識し
委員長 ているので、このような言葉を使つてないのだと思ひます。

○金 守 確かに「する」スポーツというと、こういうスポーツをするという話
文 化 になつてしまつて、委員長のおっしゃるとおりなのですが、この計画
スポー では「する」「みる」「支える」という視点で進めていこうとしたとき
部 長 に、わかりやすい形にするということで、このような言葉にしており
ます。

そういう意味ではそれぞれの言葉の定義を計画に記載してPRしてい
ます。「する」スポーツとは言つてはいますが、子供から高齢者、

障がいのある人、それから初心者から上級者までさまざまなレベルの人が主体的に、みずからの体を動かしてスポーツをすること、そういった人がスポーツをすることをこの計画上では「する」スポーツと呼んでいますという、そういう説明を加えております。

「する」「みる」「支える」だけにしてしまうと、市民の方々になかなか意図が伝わりづらい部分もあると思います。

本質的には委員長のおっしゃるとおり、人です。人が積極的にスポーツを「する」、そのためにこのような施策をする。スポーツが苦手だという人でもスポーツをやってみたいと思えるようにする。そういう人たちのための施策をするということです。そして「みる」、それから「支える」というのもそういう人たちを支援していくということですが、少しキャッチフレーズ的に、キーワード的に書きかえています。ただ、その言葉の定義を加えることで、説明はできていると考えております。

○石川 十分わかっておりますが、国や県ではそのような言葉遣いはしていませんので、大和市でつくるときに、やや安易に言葉をつくってしまったのではないかという気がしています。

○滝澤 スポーツに関しては初めて計画をつくるに当たり、このような造語をつくって、トータルでスポーツの推進をしていくということです。先ほど部長からも説明があったように、スポーツの推進や市民の健康維持増進に、この3つの視点から迫っていくということで、相互に関連を持たせてやっていく、また視点を3つにしたということは、そこを際立たせて取り組んでいくということです。市民目線で、わかりやすい計画にしていくという観点で、造語的に大和オリジナルの視点を考えたということだと思いますので、市民の方々にそれが浸透するような発信の仕方をして、進めてほしいと思います。

そしてまた青蔭委員がおっしゃったように、平成27年度に成果指標の検証や市民アンケート調査も行っていくしますので、今後、修正ができるような状況もあると思います。とにかく形にして市民に発信をすることが今は大事だと思います。誤解のないように発信していただくということをお願いしたいと思います。

○石川 委員長 私も内容はわかっています。初めて計画をつくるに当たり、このような言葉がいいと思ってされたのだと思います。ただ、やや県や国の表現を超えたのではないかという感じを受けました。私の意見としては、これからこのような計画をつくるときには、注意して言葉づくりをしていかなければいけないのではないかということです。

以上です。

ほかにはございませんか。それでは議案第19号について採決をいたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川 委員長 異議なしということで、議案第19号は可決しました。

それでは、その他に入ります。

引き継ぎ書類の誤焼却について、犬塚学校教育課長、お願いいたします。

○犬塚 学校教育課長 4月6日の土曜日に新聞報道がされました、光丘中学校の新入学生徒の引き継ぎ資料の誤焼却について報告いたします。

誤焼却された書類は、光丘中学校の学区内4小学校と、転入生4名分、合計266名の個人情報を含む引き継ぎ書類です。具体的には児童指導要録の写し、健康診断票、保健調査票、生徒のゴム印で、一部は焼却されず残っているものもございます。

この引き継ぎ資料の担当教諭は、全ての資料がそろってから耐火金庫等に保管するつもりで、紙袋に入れて廃棄資料をまとめている場所の近くに仮置きしてしまいました。他の職員が廃棄資料と勘違いして、ひもで縛り、年度末に廃棄してしまったものであります。環境管理センターに直接持ち込んで完全に焼却しているので、個人情報が外に漏れる心配はありませんが、公簿や子供たちの大切な健康の記録に関する歴史が失われてしまったことは事実です。

今回の件について、事務局としても重大なことととらえ、先ほど教育長からありましたが、4月5日金曜日の入学式終了後、臨時の小中校長会を開催し、教育長から公簿や個人情報を含む文書の管理や取り扱いに

ついて訓示をしたところでもあります。

光丘中学校では、緊急保護者会を4月6日土曜日に開催し、校長から謝罪と事故の経緯、今後の対策について説明しました。

現在、保健調査票については新しいものを準備し、保護者に記入していただき、中学校生活を安心して過ごせるよう、担任や養護教諭と子供たちの情報を共有しています。児童指導要録の写しと健康診断票については、光丘中学校が各小学校と調整をして、5月の連休を目途に、小学校に残っているデータをもとに再生作業を進めていくように動いています。

ゴム印については4月当初に発注し、既に新しいものを使用しています。

4月5日の臨時小中校長会では、公簿や個人情報を含む文書の管理と取り扱いについて、校長宛ての文書を全教職員に印刷、配付し、今後このような事故が起きないように指導の徹底を指示したところでもあります。今後、各学校では事故・不祥事防止に向けて、事故防止委員会の活性化や事故防止研修会の開催など、計画的に取り組むよう、事務局としても指導・支援していきたいと考えております。

○石川 何か質問はありますか。

委員長

○篠田 後からきちんと保管するという考えではあったかと思いますが、やはり人間のすることですので間違いは起こりますし、また周りの方とのいろいろな絡みがあってこのような結果になってしまったということだと思います。このようなルールは他にもたくさんあると思いますが、各学校では、若手の教員もたくさんいらっしゃいますし、新任の教員が来たときにそういうルールを徹底する、また確認するようなマニュアルはあるのでしょうか。

○犬塚 新任の教員に対する指導ということでよろしいでしょうか。

学校教育

課長

○篠田 学校の中でたくさんの決まりがあると思いますが、このような決まり

委員 があることをきちんと再確認できるような書類、マニュアルのようなものを各学校独自でつくられているか、もしくは教育委員会としてつくっているかという確認です。

○犬塚 文書管理のマニュアルは各学校にあると思います。例えば、この書類はここにしまうということは基本的に決められています。学校には個人情報を含む文書が、公簿以外にもたくさんあるので、そういったものは鍵のかかるキャビネットやロッカーにしまうようにしていますが、場所については各学校が判断し、例えば、鍵はここに置きましょうというような約束事を決めています。

○篠田 それでは、文書管理マニュアルが各学校にあるということですので、委員 教育長からも5日に訓示をしていただいたということですが、やはり校長からそういうものをきちんと徹底するように指導していただきたいと思います。3月の教育研究所だよりを目にしたところ、電子書類の取り扱いの注意が掲載されていましたが、教育委員会としてこのようなミスが起こらないように何ができるのかといったときに、定期的に意識づけをしていくためにも、そういうたよりがあってもいいのかなと思いました。

教育研究所だよりでは電子書類についてということでしたが、紙ベースに関しても同じことが言えると思いましたので、教育委員会としてそういったことも必要なのではないかと感じました。

○犬塚 今後、このようなことが起きないように、そういった対応も含めて各学校に指導・指示していきたいと思います。

課長

○篠田 お願いします。

委員

○青蔭 起こったことは仕方ありませんが、人間は100%ということは絶対ありません。何でもそうです。100%はございませんので、事故があった後にこれをどう処理して、再発防止にどう取り組むかということが大事なことです。十分なさっているかと思いますが、注意喚起しても結局その場だけで通り過ぎてしまうということがたくさんありますの

で、注意喚起をした後どうしているかということ、もう一度課長が確認をしてください。抜き打ちでも結構ですから、学校へ行って、書類の管理を一度確認してはいかがでしょうか。

注意喚起をする。文書を出す。その後、10日でも20日でも経ってから一回学校に行ってみて、その時点でどうしているか確認をして、対応をしていなかったら懲罰をしてはどうですか。いささか乱暴な言葉で申し訳ございませんが、幾らやっても、懲罰がなければ右から入って左に抜けてしまうのではないのでしょうか。

私が教育委員を拝命してから、こういう問題を幾つか聞いてまいりまして、自分の力のなさを感じております。それから学校へ行きまして、学校も事務煩多なことを見ておりますので、こんなことを言うのはまことに私も本意ではないのですが、置いてあったものを間違えて燃やしてしまったということでは、これはもう通らないことです。

保護者並びに児童の気持ちに立ち返った場合、これを我々も、学校側も深く受け止めないといけません。そうでないと同じことを繰り返すことになります。委員長を初め、教育長も本当にお骨折りだということも承知していますが、注意喚起をしてそれで終わってはいけません。

教育委員になって数年たちますが、本当に申し訳ございませんが、このところ続けていくことに対していささか気持ちがふさいでおります。いつも何かがある度に連絡をいただいて、職員も遅くまで残って頑張っているのに、何もできない自分がいささか嫌になっております。こんなに力がないものなら、私が教育委員にいらなくてもいいのではないかとこのころまで考えています。実際私は今日ここへ来るときに、少し朝早く起きまして、自分の身をどうすべきかと考えました。新聞を拝見すると教育委員が責任をとらないといつも書かれておりまして、実際、様々な催しがありますが、出席した際にいろいろなご意見をいただきますし、厳しく叱咤されております。ぜひ課長、注意喚起した後、どうしているかをもう一度ご確認をいただくということをなさっていただきたいと思っております。

○犬 塚 お気持ちは十分わかりましたので、教育委員会としても今後しっかり

- 学校教育
課 長
○青 蔭
委 員
○石 川
委員長
- とできているかどうか検証をしていきたいと思います。
- よろしく申し上げます。
- 私からも一言申し上げます。起きてしまったことは仕方がないことですが、その後の学校の対応について、保護者の話が耳に入りましたので、お話をしておきたいと思います。
- 実際に保護者会に参加した方は少なかったと聞いています。実は、学校は入学式の日にはほとんどのことを話したそうです。入学した生徒の保護者はそこで既に聞いていて、その中身だったら行くことはないと判断したというのが現実でした。そして、そのときの校長の話としては、要するにもう全部燃やしてしまったのだから、個人情報漏れることがないから心配ありません、というような言い方をしたということです。多くの保護者が、学校は開き直っているという話をしていたということを1年生の保護者が私にしてくれました。
- 学校の対応としては、基本的に謝罪以外は何物もないはずなのに、個人情報漏れなかったらいいのだという言い方をされたということで、憤慨をしている保護者が何人もいたということを知りました。
- 学校として、どのような態度を保護者に対して示さなければならないかということは、非常に大事なことだと思います。漏れなかったからよかったということではありません。そういった学校の対応について、教育委員会としてしっかりと学校を指導していかなければいけないと思いますのでお話をしておきます。
- では、このことに関してはよろしいですか。
- (「はい」の声)
- 石 川
委員長
○斎 藤
保健給食
課 長
- 次に、学校給食における異物混入について、斎藤保健給食課長、お願いします。
- 先週、昨日と続けて2回、学校給食に異物が混入するという事態を招きまして、児童、保護者、学校関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

まず、先週17日に起きました文ヶ岡小学校の給食に異物が混入した
ことにつきましてご説明申し上げます。

17日、12時55分に文ヶ岡小学校6年1組の女子児童のエビピラ
フの中に1.5センチ×1センチ程度の金属片が混入しているという連
絡を受けました。この児童は幸いにも食べる前に発見したというこ
とで、連絡を受けております。

この学校の給食は南部学校給食共同調理場からの配食であることか
ら、この調理場から配食している上和田小学校、福田小学校、下福田小
学校へ異物混入がないことの確認を直ちに行ったところでございます。
また、他の調理場へ異物混入の情報提供を行い、あわせて注意喚起を行
いました。

また、文ヶ岡小学校の当該クラスには当日に、それ以外の全クラス及
びほか3校の保護者宛てには翌日、事実発生の説明と謝罪文の配布を全
員にさせていただきました。

今回の金属片を調査しましたところ、野菜などを千切りにするフード
スライサーに取りつけてある三日月型の刃をねじでとめる部分の一部が
欠けたものと判明いたしました。業者にも直接来てもらい、欠けた原因
を確認いたしました。ねじ穴がわずかに摩耗したような跡が見られる
ことから、取り外して洗浄を行い、再び取りつけるときに不具合があっ
た可能性があるのではないかと意見をいただきました。

調理器具につきましては、使用前と使用後に異常がないか毎回点検を
義務づけておりますが、今回、刃の部分は確認していたものの、ねじに
隠れて見えにくい部分ということもあり、見逃してしまったというこ
とが大きな原因ととらえております。

また、あわせて昨日ございました異物混入につきましても報告いたし
ます。こんにゃくの和風スープ、マンナンスープというものの中にナッ
トが混入したというものでございます。こちらは柳橋小学校1年3組で
発見されました。このナットにつきましては、直径5ミリ、高さ5ミ
リの大きさで、こちらにつきましても児童が食べている途中でおわんの中
に入っているのを発見し、幸い口にせず、大事には至らなかったという

状況でございます。

こちらにつきましても、学校から連絡を受けまして、中部共同調理場からの配食ということで、他の3校、南林間小学校、大和東小学校、引地台小学校にも直ちに確認を行い、異物の混入、同様の事実がないことの確認を行いました。このナットでございますが、野菜をカットする機械の野菜が出てくる部分に取りつけられているものと判明いたしました。

本日、同小学校とこの調理場から配食しております各学校の保護者全員におわびの文書等を配布する予定でございます。

幸いいずれも食べる前に児童が気づき、事なきを得たわけでございますが、今後二度とこのようなことがないよう、見えにくい部分にも注意を払い、調理器具の使用前、使用後の点検を確実に行うとともに、業務主任と栄養士が点検の内容を再度確認するよう指示を行ったところでございます。

また、調理委託をしております業者等への再発防止及び衛生の手引というマニュアルがございますので、そのマニュアルの遵守、また特に食材をカットするときの異物混入に細心の注意を払うよう、周知をしたところでございます。また、このような点検が今後しっかり行われるよう、見回り等も逐次しながら、再発防止に努めていきたいと考えております。

○石川 何か質問はありますか。

委員長

○青蔭 私は3つの新聞をとっておりますので、今朝、それらの新聞の記事を読みました。その中で読売新聞には、発見直後に安全確認を行ったが、市教委への報告が40分遅れて、他校は既に食事を終えていたと書いてあります。今の説明と若干の差異がございますが、この記事は間違っているのでしょうか。

○斎藤 この点につきまして、まず12時40分過ぎに学校におきまして異物を発見いたしました。1時に担任の教諭から校長に連絡が入り、また校長から中部調理場に連絡が入ったのが1時20分ということになってお

りまして、異物を発見してから40分がたっていたということでございます。この部分につきまして、校長に連絡が入ったのが1時ということで、もう既に給食が大方終わってしまっている時間ですが、これは物理的にいたし方ないことであり、またこの40分というのが非常に遅いのではないかという新聞社の問いかけがございましたが、私としましては、学校の対応は特に問題がないと認識しているとお答えをしています。ただ、このような事故についてはやはり速やかに連携等を図って、情報を速やかに共有できるように今後も努めていきたいと回答しており、私もこの新聞記事を見まして、このような表現になってしまっていることには非常に心外な部分がございます。

この40分のとらえ方がどうなのかということですが、さきに近隣市で同様の異物混入がありまして、そのときの学校からの連絡が、今回の大和の例よりも時間がかかっており、コミュニケーションがうまくいっていなかったことが指摘されています。そのため、今回の大和もそうなのではないかという視点で新聞記者が問い詰めてきているということですが、学校だけの問題ではなく、むしろ私ども保健給食課の学校との連携がまずかったという点を大きな原因ととらえており、私としては学校の対応が悪かったとは考えていないと回答しております。では教育委員会としては、学校には全く問題がなかったと考えているのかと、新聞記者からの質問もございましたが、問題がなかったわけではなくて、やはりこのような事故については速やかな連携を図ることが大切であるという認識でいると、回答させていただいたところでございます。

○青 蔭 少子化でお子さんが少ない中で、保護者が自分の子供を溺愛と申しますか、それに近い状態でかわいがっていて、そういうお子さんをお預かりしているということです。また、食育については教育長も随分力を入れていて、私たちも何回か伺いましたが、外部の講師をお招きしたり、食育カルタをしたりということもしています。

そのような中で、^{おんじき}飲食に関することから、点検をしたと言いますが、点検というのは何回も申し上げますが、人間がすることですから100%ということはないわけです。これを1人ではなくて複数の目で見

る、違った目、違った角度で見ると、いろいろな方法があるかと思えますので、教育長からも大変厳しい言葉で訓示をしていますが、ぜひ注意喚起をしていただきたいと思います。

とにかく^{おんじき}飲食するものですから、口にしてしまうものです。課長の説明の中で何度か「幸いにして」という言葉がございましたが、このような事故はそうそうないはずのものですが、2回続いておりまして、非常に危惧しております。

私は、どういう機械が大和に何台あってということは全然存じませんが、しょせん機械ですから、いずれはこういうことが起こります。そういうものに対して例えば2年毎に検査をしているのであれば、もう少し短い期間ですとか、シビアに検査をしていただくように課長のほうで指導していただきたいと思います。

○篠田委員 今回、短期間の中で2回起きてしまったということで、1回目に起きたときにしっかりと点検をしているはずですし、また1回目が起きる前にも点検をしていたにもかかわらず起きてしまったということです。

起きた原因については、まずは業者に点検してもらうかと思いますが、火がついているとか、機械がきちんと動いているとか、そういった点検だけではなく、今回異物混入ということで部品が落ちてしまったということです、そこをどのように点検したのかというのが一番気になるところです。

業者が点検した上で、さらに栄養士や場長がどのような点検ができるのかという専門的なことは私もわかりませんが、子供の命にかかわることですから、あらゆる可能性を考えた上できちんと点検をしていただかなくてはなりません。

大変な数の調理器具があって、ましてや大きなものですので、手で簡単にねじの緩みを直すとか、そういうこともなかなか難しいことですので、やはり業者の方々がどのような点検をされているのかということもしっかりと管理していただきたいと思います。

○齋藤保健給食 点検につきましては、まず調理する人が使用前・使用後に必ず点検をするということがございます。その点検の具体的な仕方ですが、ただ外

課長 から見るだけではなく、ボルト等については手で触って、緩みがないかどうか、そういったところも必ず点検をしなければいけないということで考えております。

ボルト等は何百もあるものですが、特に野菜等をカットする機械については混入しやすいということで、優先的にしっかりと確認をしていくことが重要かと思えます。やはり振動等によってボルトが緩んでいくことが十分に考えられることから、外から見るだけではなく、業者の方にもアドバイスをいただきまして、どういった部分のナット等が緩みやすいかも確認をしつつ、必ず手で触って、その緩み具合を確認することが大切だと考えております。

今後このような点検につきましては、チェック項目を一つ一つ作成して、それにチェックをじかに入れていくこと、また、栄養士並びに場長が直接そのチェック内容について一つ一つ確認を行うことが重要だと考えておりますので、早速そのようなチェックに取りかかることで話をしているところです。

○石川 委員長 やはり今回の問題は続けて2回起きたことが問題だと思います。おそらく1回目起きた際に、今後こういうことが起きないように十分注意しますといった文書を保護者に出していると思います。それにもかかわらず2回目が起きた。ましてや1週間の間です。1回目にも保健給食課からは点検をするように指示を出していると思いますが、結果として、点検しているはずが実は漏れていたということになります。では、何を点検するように指示したのかということが一つ問題になります。それから、その指示に従って各場でどのような点検をしたのかということが問題になります。

ですから保健給食課としては、今回も点検をしていただくわけですが、1回目の際に行った点検について、しっかりと自己点検をしなければいけないと思います。

要するに、調理場も、もしかしたら保健給食課も含めて、危機感に欠けている部分があったのではないかとということです。そうでなければ、1回目の点検指示の際にきちんと点検して、それこそ指で触ったり、そ

それぞれの機械のねじが緩んでいるところを回したりして、その結果、今回のようなことは基本的に起こらなかったはずです。

ですから、それぞれの部署での食に対する危機感というか、真剣さが、少しおろそかになっていたのではないかという気がします。ぜひそこは反省をしていただいて、危機感を持って対応していただくということをお願いしたいと思います。

○朽名 今まさに委員長がおっしゃったとおりだと思います。教育委員会としては学校給食を安全に提供して、学校教育を支えるという大きな責務がございます。そういう意味で、それができなかったということについてはまことに申し訳ないという思いと、じくじたる思いがあります。

たとえ委託業者に委託をしているということでありましても、その責任は教育委員会にありますので、点検につきましても見える形、具体的にこういう点検をやったと形に残るようにしたいと思います。ただ「点検をしました」「そうですか」で、結果として事故が起きましたということではなくて、日ごろの点検を形に残るようにやった上で、細心の注意を払いながら日々の業務を行うようにしていかなければなりません。そういうシステムをもう一度ゼロから作り直すということで、自己点検をしなければいけないと思っております。そういう意味で、重大なことと認識して対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○石川 よろしく願いいたします。他に、よろしいですか。

委員長 それでは、次に移ります。

保健給食課長から、別件の報告ですね。

○斎藤 はい、別件でお詫びと訂正をさせていただきたいと思います。

保健給食課長 前回、3月28日の定例会におきまして、食物アレルギー対応の手引につきまして、全ての小中学校の保護者の方々にこの手引を周知するとの答弁をしておりますが、その中で手引の冊子そのものを配布するとの表現をしてしまいました。保護者の皆様にはこの手引の基本方針やアレルギー対象者の対応食、Q&Aなど、アレルギーのない児童生徒の保護者の皆様にもぜひ知っておいていただきたい部分をまとめた概要版を既

に配布させていただいているところでございます。また、必要な方はこの手引を市のホームページからダウンロードしてご活用いただける旨をあわせて周知しているところであり、概要版による周知であるということをご理解いただきたいと思っております。

また、今後新入生等につきましても、全員にこの概要版を配布することで周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○石川 委員長
よろしいですか。

○朽名 教育部長
先ほどの給食の件でございますけれども、補足させていただきます。
昨日3つある共同調理場の場長、栄養士を集めて、事務局の職員も含めて教育長から訓示をいただきました。大変重く受け止めておりまして、先ほど言ったような対応をこれからやってまいります。現場の委託業者につきましても、チームワークよく、現場でしっかり対応することが何よりも大切ということで、3つの場につきましては本日教育長と私で赴きまして、現場で調理に携わっている職員も含めて、もう一度初心に戻って対応するように教育長からお話をさせていただくことにしております。そういうことも含めてご理解をいただきたいと存じます。

○青蔭 委員
今の部長のご説明について、部長と教育長が出向いてお話をすることですが、委託業者へのペナルティーや、または業者を取りかえるということをお考えになっているのでしょうか。

○朽名 教育部長
今回の一連の件について、特に昨日の件については、まだ、はっきりわからない部分もございます。

○青蔭 委員
何がわからないのですか。

○朽名 教育部長
詳細についての調査を全て行っているわけではありませんので、そこを究明した上で、必要な対応をしていかなければいけないと判断しています。

○青蔭 委員
私が言っているのは、懲罰を考えているのかどうかということです。委託業者に対して、これからはこのようにというお話をすること

ですが、今後こういう事故があった場合に、委託を取り消すということをお考えですか。

○朽名 基本的には委託契約をしておりますので、その契約内容の不履行等が
教育部長 明らかになった場合にそのような対応も含めて検討しなければいけない
と考えています。

○青蔭 ありがとうございます。
委員

○石川 では、アレルギーの手引の概要版についてはよろしいですか。
委員長

(「はい」の声)

○石川 概要版は見せていただけていませんね。
委員長

○斎藤 申し訳ございません。速やかに委員の皆様にお配りしたいと思いま
保健給食 課長 ず。

○石川 確かに前回のお話ではそのような話だったのですが、概要版のほうが
委員長 実際には保護者にとってはわかりやすいとは思いますが。余っていれば、
概要版についても見せていただければと思います。

○斎藤 はい。
保健給食 課長

○石川 それでは、続いて平成25年度大和市立小中学校の学校評議員委嘱状
委員長 況について、久津間指導室長。

○久津間 学校評議員とは学校教育法施行規則第49条及び第79条に規定され
指導室長 ているもので、学校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べたり、
学校関係者として学校評価に参加したりしていただいています。また、
学校評議員は3月末までに各学校からの推薦に基づき委嘱するもので、
現在、学校長が委嘱状を評議員の方に渡している状況です。

本年度の学校評議員の人数は、小学校111名、中学校44名、1校
当たりの平均は小学校5.84名、中学校4.89名となっており、昨

年とほとんど変わりはありません。また、男女の比率についても小中学校ともに3対2、これも昨年と大きな変化はありません。小学校では民生・児童委員、自治会関係者が多く、中学校では元PTA関係者や自治会関係者が多い傾向が見られます。

また、昨年に引き続いて学校関係者が評議員になるケースがありました。特に多いのは中学校区内の小中学校で、教員がお互いの評議員になっているケースです。また、今年度新たに評議員になられた方の数ですが、小学校は30名、中学校では14名でした。

以上が今年度の学校評議員の委嘱状況です。

昨年度の学校評議員の活動状況で変化が見られた点をお伝えしたいと思います。

学校評議員の全体会の回数は、小学校では2.53回、中学校では2.67回ということで、若干の増加程度でしたが、個別に評議員の方が学校に出向く回数等が、小学校では2.21回、中学校では3.11回と、こちらについては前年小学校1.79回、中学校2.22回でしたので、多くなっております。ただ、回数が多くなればいいことではありませんが、評議員の方が学校に行く機会が多くなったという点は進歩であって、学校の教育活動を実際に見られた上で全体会での協議が進んでいるものと思います。今後も学校評議員制度を活用しながら、各学校における学校運営をよりよいものにしていきたいと考えております。

○石川 何か質疑がありますか。

委員長

○青蔭 委嘱状は教育委員会が作成しているということですか。

委員

○久津間 はい。

指導室長

○青蔭 昨年、学校評議員という方がお見えになって、委嘱状をお持ちだったので、教育委員会が出しているものを委員長が確認していますかというご質問をいただきました。私はその紙の強度も大きさも存じないので、大変申し訳ないと申し上げましたが、教育委員会が発するものを委

員長がなぜ知らないのだと、ご叱咤をいただきました。

おまけに以前出したものと去年出したものでしょうか、紙の質が著しく違っていました。私はこの方に対して本当に申し訳ないと思いました。紙がぺらぺらだったのです。今、2. 2回だとおっしゃったように増えています。ありがたいことです。ありがたいのですが、その裏付けとして、この方々が、自分たちが学校を支えている、学校をこうしたい、というモチベーションを持ってやっていただいているのです。それにも関わらず、この委嘱状の紙は何たることでしょうか。

自宅の玄関先で、あんなに人に怒られたということはなかなかありません。室長もぜひ同じ失敗をしないように、お出しになっている紙の質をご確認いただきたいと思えます。その方は何回か委嘱状を受け取られているそうですが、こんな薄っぺらなもの1枚かと言われました。私は、教育委員会の委員長という名前をもらっているのに、こういうことすら何も知らなかった、自分も申し訳なかったと思ってお詫びしました。そうしたら、もういいですよと、やっぱり知らないのですねと言われて、持ち帰られました。

ただ、その方は自分だけの意見ではないと、ほかの学校の評議員の方ともお話をしたということです。その後、私のところに来ませんから、私は見限られたのだなと思っていますが、室長もこれから委嘱状をお渡しになるとは存じますが、ぜひそういうことのなきようお願いしたいと思えます。

○滝澤 教育長 私は青蔭委員と全く同じ考えです。これはほかにもいろいろありますが、庁内の委嘱状や感謝状については、経費節減という意識が働いています。以前、教科指導員などの非常勤特別職の方たちに委嘱状を出していますが、これがもう本当に情けないことですが、お出しすると折れ曲がってしまう。こんな失礼な話は、社会通念上、常識としてあり得ないことですが、実際にこういうことがありました。

本当に、青蔭委員がご立腹なさるのは、同感です。また、そのような迷惑をかけたということ、本当にもうお詫びのしようもないことです。これについては今後そういうことのないように、対応を考えていきたい

と思います。

○石川 他に、よろしいですか。
委員長

○篠田 学校のさまざまな課題を解決していく上では、やはり地域の方々や保護者の方々の意見がとても重要になってくるかと思っておりますので、今回回数が増えたということはとてもいいことかと思っております。

一つ質問したいのですが、個別で来校されたということですが、学校評議員は校長の求めに応じと規則に書いてありますので、学校のほうから何か求めたときだけかと感じたのですけれども、評議員のほうから来られることもあるということですか。

○久津間 ございます。また、学校行事や「学校へ行こう週間」のときに評議員さんにお越しいただくようお知らせも出しています。

○篠田 とてもありがたいことだと思います。
委員長

○石川 学校評議員については、どのようなことをお願いし、学校としてどのように活用していくか。それから学校評議員が学校に出向いたときに、どのように学校にかかわっていただくかという、その辺のところを少しずつ研究していかないと、学校評議員そのものが形骸化する可能性があります。

別の地域では、学校評議員ではないですが、地域の方々が学校を運営していくといった動きがあります。そういうことも含めて、学校評議員の役割とは何か、学校評議員をどのように上手に活用していくのかということの研究していく必要があるのかなと思っています。

それでは、横浜DeNAベイスターズ「大和市こどもデー！」開催について、小林スポーツ課長、お願いいたします。

○小林 スポーツ それでは、横浜DeNAベイスターズ「大和市こどもデー！」開催についてと、次の「夢の教室」の開催について、最後の運動部活動地域連携再構築事業について、続けてご説明させていただきます。

まず横浜DeNAベイスターズ「大和市こどもデー！」ですが、昨年に引き続き横浜DeNAベイスターズによる地域貢献活動の一環という

ことで、横浜スタジアムへ多くの子供たちに足を運んでいただき、野球を通じて青少年育成を図ることを目的に、市内の小中学生と保護者をプロ野球公式戦に招待するものです。昨年は1日1試合だけでしたが、今年については3試合ということで、計 2,500組、5,000名の招待を予定しております。

周知につきましては、昨年同様、広報やまとのほか、市内の各小中学校にポスターの掲示とチラシの配布を予定しております。

次の「夢の教室」でございます。大和市では、地域スポーツ・女子サッカー支援担当を昨年からスポーツ課に設置して、大和なでしこカップの開催等、さまざまな地域スポーツの振興を図ってきています。平成25年度につきましてはこれまでの事業に加え、サッカーを中心としたスポーツの現役・引退選手である夢先生を市立の小学校5年生全クラスに派遣して、「夢の教室」を実施したいと考えております。

これについては、1クラスを基本としまして、夢先生と児童が触れ合う機会をつくるもので、小学校の授業2コマ、90分間を利用しまして、前半35分にウォーミングアップやチームワークによるゲームを行い、後半の55分に夢の先生がこれまでの体験談を話すなどして、児童と夢について語り合うものです。

1月に開催した大野原小学校での「夢の教室」の様子は、自治体との相互協定ではなくて、「夢の教室」を支援していただいている企業側からの申し出により開催されたものです。

現在、各小学校とスケジュールの調査をしており、5月23日木曜日の引地台小学校をトップバッターとして12月までに全ての学校を終えたいと考えております。

続きまして、最後の運動部活動地域連携再構築事業の取り組みについて説明させていただきます。

女子サッカーのまちを目指している本市におきまして、現在、女子中学生がサッカーをする部活動の環境がございません。そこで、文部科学省による運動部活動地域連携再構築事業を活用して、地域実践研究協議会というものを立ち上げ、女子中学生のスポーツの底辺拡大のための支

援を行っていきたいと考えております。特に本市は女子サッカーのまちを目指しておりますので、中学生のサッカー環境の整備に向けても調査研究を行ってまいります。

そのためには、教育委員会や中学校校長会との連携は不可欠ですので、スポーツ課として可能な限り現場の声をお聞きし、情報を共有しながらしっかり連携をとって進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○石川 3つの報告について、何か質問はありますか。

委員長

○篠田 部活動を盛り上げるということで、教員の負担などもいろいろ言われていますが、やはり専門性といったところを考えますと、こういった地域の方々やスポーツ指導者の力をお借りできたら、長い目で見てとてもいいことだと思います。大和市では女子サッカーを盛り上げようということで、今回、この内容は女子サッカーのことが書かれていますが、他のスポーツにも目を向けていただきたいと考えております。そのような考えもあるということで理解してよろしいでしょうか。

金守 まずはモデルとして女子サッカーという形でやってみたいと考えております。研究協議会の中ではもう少し広い範囲のお話も当然出てくると思いますので、どういう形でやればいいのかということを考えていきたいと思っています。

○篠田 よろしくお願ひします。

委員

○石川 それでは、ほかに何かございますか。

委員長 事務局からほかに特にございませんか。

それでは、5月の会議の日程をお知らせします。翌月の定例会は5月24日金曜日午前10時から予定しています。

◎閉会

○石川 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員長 これにて教育委員会4月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時55分